

## 令和7年12月8日の青森県東方沖の地震に伴う 被災住家解体撤去支援事業のお知らせ

### 1. 趣旨

令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震により被災した建物のうち、全壊の判定を受けた個人住家について、所有者の申請に基づき、生活環境保全上の観点から、市が所有者に代わって解体・撤去等を実施します。

### 2. 支援対象

令和7年12月8日の青森県東方沖の地震により被災した建物のうち罹災証明書において「全壊」の判定を受けた個人住家を対象とします。

なお、市建築住宅課が実施する「住宅の応急修理制度」との併用は出来ません。

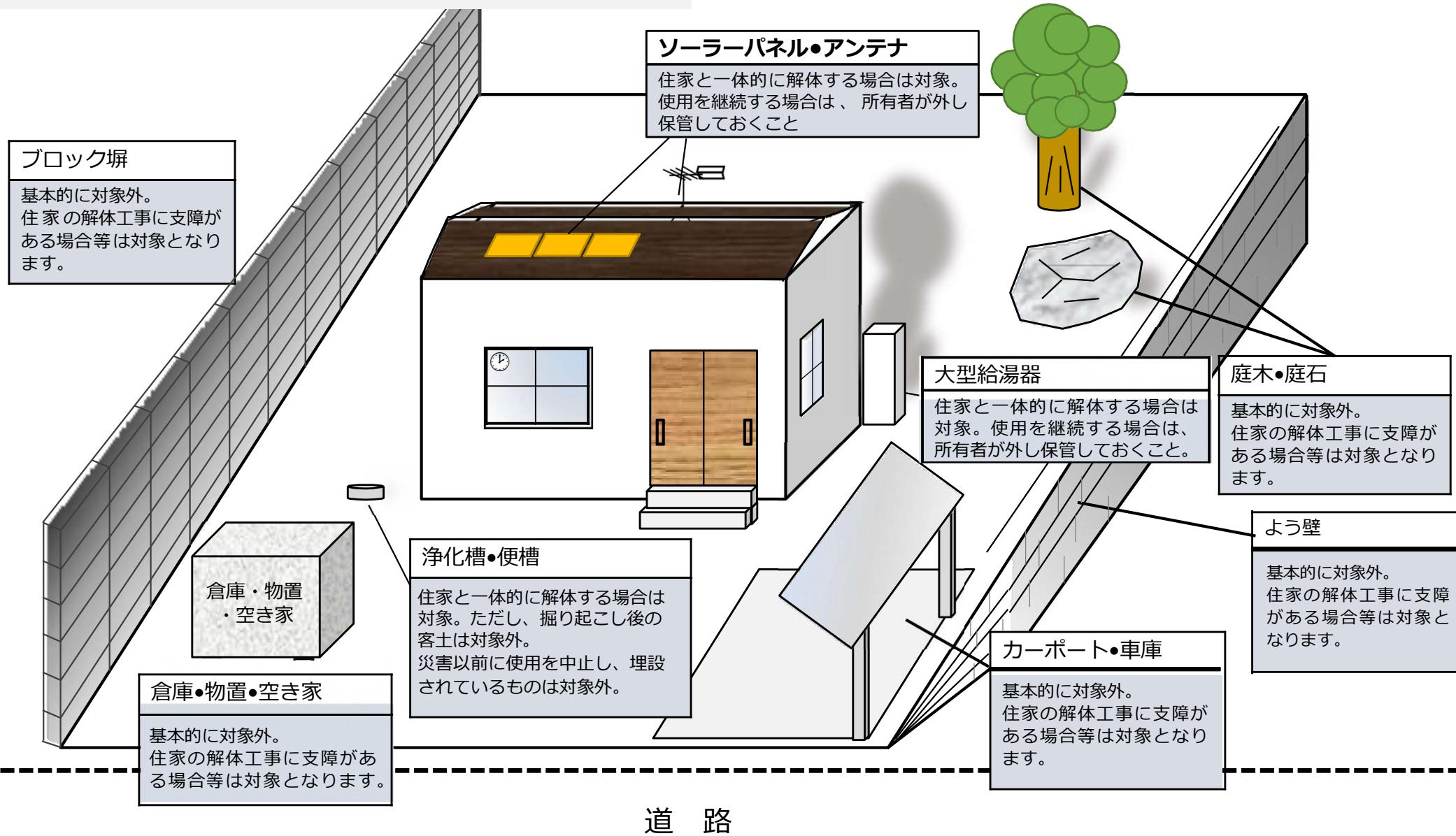
#### (支援対象外)

原則として、以下のものは解体・撤去等の対象となりません。

- ① 罷災証明書において「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「一部損壊」の判定を受けたもの。
- ② アパート、マンション等
- ③ 被災住家の一部解体（リフォームを含む）
- ④ 災害によるものであるかどうか判断できないもの
- ⑤ 企業等が所有するもの
- ⑥ 被災家屋等の解体・撤去等に当たらない整地等
- ⑦ 工作物等（門扉、ブロック塀、敷地内舗装、単独浄化槽、合併浄化槽、カーポート、擁壁、立木、庭石、倉庫、車庫等）

※⑦：市による現地調査の結果、被災住家の解体工事の支障となると判断したもの、または生活環境保全上必要と判断したものについては、対象となります。

# 対象範囲のイメージ図



道 路

### 3. 必要書類

<b>申請時に必要な書類（共通）</b>		
<input type="radio"/> 被災住家等の解体・撤去に係る申請書 ※実印押印		様式第1号
<input type="radio"/> 印鑑登録証明書 ※発行から3ヶ月以内		市民課
<input type="radio"/> 申請者の本人確認書類の写し ※有効期限内のもの		各発行機関
運転免許証、パスポート、個人番号カード、その他（国、地方公共団体が発行した身分証明書のうち顔写真付のもの）		
<input type="radio"/> 罹災証明書の写し		住民税課
<input type="radio"/> 登記事項（建物）全部証明書 ※発行から3ヶ月以内		法務局
<input type="radio"/> 建物配置図 解体する建物等を明記したもの。敷地内の家屋を上から見たときの配置及び概ねの形状・寸法がわかるもので、解体希望と残す家屋を明示して方位を記載したもの。手書き可。		様式第2号
<input type="radio"/> 被災状況が分かる写真 解体を希望する家屋を2方向以上から撮影したもの、建物の被災状況がわかるもの。		任意様式
【被災住家等に固定資産課税されている場合】 <input type="radio"/> 固定資産証明書（評価証明書または公課証明書） ※発行から3ヶ月以内		資産税課
【被災住家等に固定資産課税されていない場合】 <input type="radio"/> 登記事項（土地）全部事項証明書 ※発行から3ヶ月以内		法務局
<b>場合により必要な書類</b>		
【代理人が申請する場合】 <input type="radio"/> 委任状 ※実印押印（委任者） <input type="radio"/> 印鑑登録証明書（委任者） ※発行から3ヶ月以内		様式第3号 市民課
【被災住家が共有持分である場合】 <input type="radio"/> 同意書（共有名義人・相続権者） ※申請者以外の全共有名義人分が必要、実印押印 <input type="radio"/> 印鑑登録証明書 ※申請者以外の全共有名義人分が必要、発行から3ヶ月以内		様式第4号 市民課
【借家等の場合】 <input type="radio"/> 同意書（借家等の居住者）		様式第5号
【被災住家等に関係権利がある場合】 <input type="radio"/> 同意書（被災住家等に係る権利設定者） ※全権利設定者分が必要、実印押印 <input type="radio"/> 印鑑登録証明書 ※発行から3ヶ月以内		様式第6号 市民課
【所有者が死亡している場合】 <input type="radio"/> 所有者の死亡を証する書類 <input type="radio"/> 相続人の全員が確認できる戸籍謄本等		市民課
【相続人が決まっている場合】 <input type="radio"/> 相続を証する書類（遺産分割協議書等） <input type="radio"/> 相続人の全員に係る印鑑登録証明書 ※発行から3ヶ月以内		市民課
【相続人が決まっていない場合】 <input type="radio"/> 同意書（共有名義人・相続権者） ※申請者以外の全相続権者分が必要、実印押印 <input type="radio"/> 印鑑登録証明書 ※申請者以外の全相続権者分が必要、発行から3ヶ月以内		様式第4号 市民課
【現地調査の結果により、足場を設置するなど解体作業に隣接地の了解が必要な場合】 <input type="radio"/> 同意書（隣接土地・建物所有者等）		様式第9号

#### 4. 申請受付

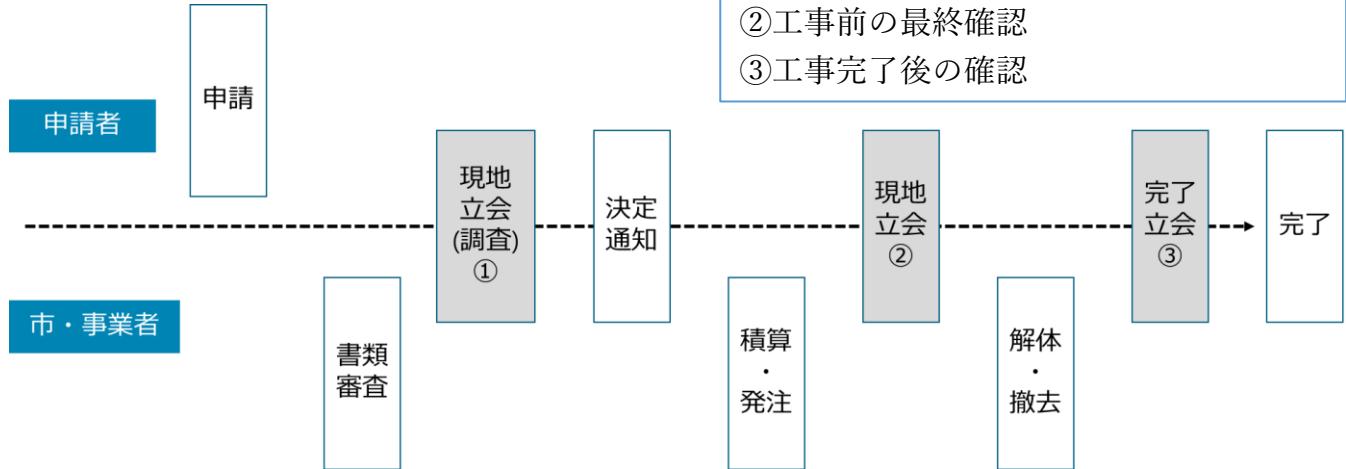
受付方法：必要書類（3ページ目に記載）を揃えて受付窓口へ提出。

受付窓口：市庁別館6階 環境政策課資源リサイクルグループ

※事前にお電話で予約の上、ご来庁ください。（直通 0178-43-9362）

受付期間：令和8年2月10日（火）～令和8年7月31日（金）

#### 5. 申請から解体までのフロー



#### 6. 決定通知後に行う手続き等

公費解体の申請を行い、「被災住家等の解体・撤去決定通知書」を受けた場合は、解体・撤去の実施前までに、以下の諸手続き等を済ませておくようお願いいたします。

- 電気受電休止・解約手続等（メーター・引込線などの設備撤去を含む。）
- ガス休止・解約手続等（ボンベ・メーターなどの設備撤去を含む。）
- 水道一時閉栓手続等
- 電話、インターネット回線等の休止・解約手続等（引込線などの設備撤去を含む。）
- ケーブルテレビ、有線放送等の休止・解約手続等（引込線などの設備撤去を含む。）
- 家財・家電等の残置物の搬出
- その他被災住家の解体・撤去等に支障となるものの除去等
- 凈化槽の休止・廃止の届出及び浄化槽の清掃（汲み取り）
- 隣接地への立入り等が必要な場合、隣接地権者等の同意を得ること。（様式第9号）
- 被災住家に居住者がいる場合、居住者の同意を得ること。
- 被災住家の解体撤去等の実施について近隣への周知を行うこと。
- 必要に応じて現地立会を行うこと。

##### 【お問合せ先】

八戸市内丸一丁目1番1号 市庁別館6階

八戸市 市民環境部 環境政策課

資源リサイクルグループ（直通 0178-43-9362）